

1 学校法人会計基準（文部省令第18号）

○文部省令第18号

私立学校法（昭和24年法律第270号）第59条第8項の規定に基づき、学校法人会計基準を次のように定める。

昭和46年4月1日

文部大臣 坂田 道太

○文部省令第1号

学校教育法の一部を改正する法律（昭和50年法律第59号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和51年1月10日

文部大臣 永井 道雄

○文部省令第14号

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和51年4月1日

文部大臣 永井 道雄

（学校法人会計基準の一部改正）

第3条 学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の一部を次のように改正する。

○文部省令第25号

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第1項の規定に基づき、学校法人会計基準の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和62年8月31日

文部大臣 塩川正十郎

学校法人会計基準の一部を改正する省令

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の一部を次のように改正する。

○文部省令第31号

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第1項の規定に基づき、学校法人会計基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成6年7月4日

文部大臣 与謝野 馨

○文部省令第53号

文部科学省設置法（平成11年法律第96号）その他の中央省庁等改革関係法令の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、中央省庁等改革のための文部省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成12年10月31日

文部大臣 大島 理森

○文部科学省令第17号

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第1項の規定に基づき、学校法人会計基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成17年3月31日

文部科学大臣 中山 成彬

○文部科学省令第40号

学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、学校教育法

等の一部を改正する法律の施行に伴う
文部科学省関係省令の整備等に関する
省令を次のように定める。

平成19年12月25日

文部科学大臣 渡海紀三朗

学校教育法等の一部を改正する法律
の施行に伴う文部科学省関係省令の整
備等に関する省令

○文部科学省令第2号

私立学校振興助成法（昭和50年法律
第61号）第14条第1項の規定に基づ
き、学校法人会計基準の一部を改正す
る省令を次のように定める。

平成22年2月25日

文部科学大臣 川端 達夫

○文部科学省令第37号

地域の自主性及び自立性を高めるた
めの改革の推進を図るための関係法律
の整備に関する法律（平成23年法律第
37号）の一部の施行に伴い、学校法人
会計基準の一部を改正する省令を次の
ように定める。

平成23年10月19日

文部科学大臣 中川 正春

○文部科学省令第15号

私立学校振興助成法（昭和50年法律
第61号）第14条第1項の規定に基づ
き、学校法人会計基準の一部を改正す
る省令を次のように定める。

平成25年4月22日

文部科学大臣 下村 博文

○文部科学省令第13号

就学前の子どもに関する教育、保育
等の総合的な提供の推進に関する法律
の一部を改正する法律（平成24年法律
第66号）及び子ども・子育て支援法及
び就学前の子どもに関する教育、保育

等の総合的な提供の推進に関する法律
の一部を改正する法律の施行に伴う関
係法律の整備等に関する法律（平成24
年法律第67号）の施行に伴い、並びに
関係法令の規定に基づき、この省令を
制定する。

平成27年3月30日

文部科学大臣 下村 博文

就学前の子どもに関する教育、保育
等の総合的な提供の推進に関する法律
の一部を改正する法律等の施行に伴う
文部科学省関係省令の整備に関する省
令

○文部科学省令第28号

私立学校法の一部を改正する法律
（令和5年法律第21号）の施行に伴い、
並びに私立学校法（昭和24年法律第
270号）第101条、第102条第1項、第
103条第1項及び第2項並びに第107条
第1項（これらの規定を同法第152条
第6項において準用する場合を含む。）
の規定に基づき、学校法人会計基準の
一部を改正する省令を次のように定め
る。

令和6年9月30日

文部科学大臣 盛山 正仁

学校法人会計基準

〔 昭和46年4月1日文部省令第18号〕
最終改正 令和6年9月30日文部科学省令第28号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 会計帳簿

第1節 総則（第6条）

第2節 資産（第7条—第10条）

第3節 負債（第11条）

- 第4節 基本金（第12条—第14条）
- 第3章 計算関係書類
 - 第1節 総則（第15条・第16条）
 - 第2節 貸借対照表（第17条—第22条）
 - 第3節 事業活動収支計算書（第23条—第31条）
 - 第4節 資金収支計算書（第32条—第39条）
 - 第5節 計算書類の注記（第40条）
 - 第6節 附属明細書（第41条・第42条）
- 第4章 財産目録（第43条—第47条）
- 第5章 会計監査人非設置知事所轄学校法人に関する特例（第48条—第50条）
- 第6章 放送大学学園に関する特例（第51条）
- 附 則

第1章 総 則

（学校法人会計の基準）

- 第1条 私立学校法（以下「法」という。）第101条に規定する基準については、この省令の定めるところによる。
- 2 法第3条に規定する学校法人（法第152条第5項の専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を含む。以下「学校法人」という。）は、この省令の定めるところにより、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を作成しなければならない。ただし、法第19条第1項の事業（以下「収益事業」という。）に関する会計（以下「収益事業会計」という。）につい

ては、計算書類及びその附属明細書に代えて、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。

- 3 学校法人は、この省令に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の慣行に従わなければならない。
- 4 計算書類のうち貸借対照表については、前2項の規定によるほか、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第1条第2号に掲げる証券若しくは証券を発行し、若しくは発行しようとし、又は同令第1条の3の4に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人であつて、当該証券若しくは当該証券又は当該権利について金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する募集又は同条第4項に規定する売出しを行うもの（次項において「有価証券発行学校法人」という。）にあつては、有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年文部科学省令第36号）の定めるところにより作成しなければならない。
- 5 計算書類のうち収支計算書については、第2項及び第3項の規定によるほか、有価証券発行学校法人にあつては、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表に分けて、有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の定めるところにより作成しなければならない。

（会計の原則）

- 第2条 学校法人は、次に掲げる原則に

よつて、会計処理を行い、計算書類及びその附属明細書（以下「計算関係書類」という。）（収益事業会計にあつては、貸借対照表及び損益計算書。以下この条において同じ。）並びに財産目録を作成しなければならない。

- 一 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。
- 二 全ての取引について、正規の簿記の原則によつて正しく記帳された会計帳簿に基づいて計算関係書類を作成すること。
- 三 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を計算関係書類に明瞭に表示すること。
- 四 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算関係書類及び財産目録の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（収益事業会計）

第3条 収益事業会計に係る会計処理並びに貸借対照表及び損益計算書の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従つて行わなければならない。

- 2 収益事業会計については、前2条、前項及び第4章の規定を除き、この省令の規定は、適用しない。

（総額表示）

第4条 計算書類に記載する金額は、総額をもつて表示するものとする。ただし、預り金に係る収入と支出その他経過的收入と支出及び食堂に係る収入と支出その他教育活動に付随する活動に係る収入と支出については、純額を

もつて表示することができる。

（金額の表示の単位）

第5条 計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、一円単位をもつて表示するものとする。

第2章 会計帳簿

第1節 総則

（会計帳簿の作成）

第6条 法第102条第1項の規定により学校法人が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債及び基本金の価額その他会計帳簿の作成に関する事項については、この章の定めるところによる。

- 2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもつて作成するものとする。

第2節 資産

（資産の評価）

第7条 資産の評価は、取得価額をもつてするものとする。ただし、当該資産の取得のために通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時における当該資産の取得のために通常要する価額をもつてするものとする。

（減価償却）

第8条 固定資産のうち時の経過によりその価値を減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については、減価償却を行うものとする。

- 2 減価償却資産の減価償却の方法は、定額法によるものとする。

（有価証券の評価換え）

第9条 有価証券については、第7条の規定により評価した価額と比較してその時価が著しく低くなつた場合には、

その回復が可能と認められるときを除き、時価によつて評価するものとする。
(徴収不能額の引当て)

第10条 金銭債権については、徴収不能のおそれがある場合には、当該徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れるものとする。

第3節 負債

(負債の評価)

第11条 負債については、次項の場合を除き、会計帳簿に債務額を付すものとする。

2 退職給与引当金のほか、引当金については、会計年度の末日において、将来の事業活動支出の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を事業活動支出として繰り入れることにより計上した額を付すものとする。

第4節 基本金

(基本金)

第12条 学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。

(基本金への組入れ)

第13条 学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金に組み入れるものとする。

一 学校法人が設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校(専修学校及び各種学校を含む。以下この号及び次号において同じ。)の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定

資産の価額

二 学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額

三 基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額

四 恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額

2 前項第2号又は第3号に掲げる資産の額の基本金への組入れは、固定資産の取得又は基金の設定に係る基本金組入計画に従い行うものとする。

3 学校法人が第1項第1号の固定資産を借入金(学校債を含む。以下この項において同じ。)又は未払金(支払手形を含む。以下この項において同じ。)により取得した場合において、当該借入金又は未払金に相当する金額については、当該借入金又は未払金の返済又は支払(新たな借入金又は未払金によるものを除く。)を行つた会計年度において、返済又は支払を行つた金額に相当する金額を基本金に組み入れるものとする。

(基本金の取崩し)

第14条 学校法人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額の範囲内で基本金を取り崩すことができる。

一 その諸活動の一部又は全部を廃止した場合 その廃止した諸活動に係る基本金への組入額

二 その経営の合理化により前条第1項第1号の固定資産を有するの必要がなくなつた場合 その固定資産の価

額

三 前条第1項第2号の金銭その他の資産を将来取得する固定資産の取得に充てる必要がなくなつた場合 その金銭その他の資産の額

四 その他やむを得ない事由がある場合 その事由に係る基本金への組入額

第3章 計算関係書類

第1節 総則

(成立の日の貸借対照表)

第15条 法第103条第1項の規定により作成すべき貸借対照表は、学校法人の成立の日における会計帳簿に基づき作成するものとする。

(各会計年度に係る計算書類)

第16条 法第103条第2項の規定により学校法人が作成しなければならない各会計年度に係る計算書類は、次に掲げるものとする。

一 貸借対照表

二 次に掲げる収支計算書

イ 事業活動収支計算書

ロ 資金収支計算書及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書

第2節 貸借対照表

(貸借対照表の内容)

第17条 貸借対照表は、当該会計年度末現在における全ての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示するものとする。

(貸借対照表の記載方法)

第18条 貸借対照表には、資産の部、負債の部及び純資産の部を設け、資産、負債及び純資産の科目ごとに、当

該会計年度末の額を前会計年度末の額と対比して記載するものとする。

(減価償却資産の表示方法)

第19条 減価償却資産については、当該減価償却資産に係る減価償却額の累計額を控除した残額を記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該減価償却資産の属する科目ごとに、減価償却額の累計額を控除する形式で記載することができる。

(金銭債権の表示方法)

第20条 金銭債権については、徴収不能引当金の額を控除した残額を記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該金銭債権の属する科目ごとに、徴収不能引当金の額を控除する形式で記載することができる。

(貸借対照表の記載科目)

第21条 貸借対照表に記載する科目は、別表第一のとおりとする。

(貸借対照表の様式)

第22条 貸借対照表の様式は、第一号様式のとおりとする。

第3節 事業活動収支計算書

(事業活動収支計算書の内容)

第23条 事業活動収支計算書は、当該会計年度の次に掲げる活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明瞭に表示するとともに、当該会計年度において第12条及び第13条の規定により基本金に組み入れる額（以下「基本金組入額」という。）を控除した当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明瞭に表示するものとする。

一 教育活動

二 教育活動以外の経常的な活動

三 前2号に掲げる活動以外の活動
(事業活動収支計算の方法)

第24条 事業活動収入の計算は、当該会計年度の学校法人の負債とならない収入について行うものとする。

2 事業活動支出の計算は、当該会計年度において消費する資産の取得価額及び当該会計年度における用役の対価に基づいて行うものとする。

3 事業活動収支計算は、前条各号に掲げる活動ごとに、前2項の規定により計算した事業活動収入と事業活動支出を対照して行うとともに、事業活動収入の額から事業活動支出の額を控除し、その残額から基本金組入額を控除して行うものとする。

(勘定科目)

第25条 学校法人は、この節の規定の趣旨に沿って事業活動収支計算書を作成するため必要な勘定科目を設定するものとする。

(事業活動収支計算書の記載方法)

第26条 事業活動収支計算書には、第23条各号に掲げる活動ごとに事業活動収入の部及び事業活動支出の部を設け、事業活動収入又は事業活動支出の科目ごとに当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。

(事業活動収支計算書の記載科目)

第27条 事業活動収支計算書に記載する科目は、別表第二のとおりとする。

(当年度収支差額等の記載)

第28条 第23条各号に掲げる活動ごとの当該会計年度の収支差額(事業活動収入の額から事業活動支出の額を控除した額をいう。以下同じ。)は、事業

活動支出の部の次に予算の額と対比して記載するものとする。

2 当該会計年度の経常収支差額(第23条第1号に掲げる活動の収支差額に同条第2号に掲げる活動の収支差額を加算した額をいう。以下同じ。)は、同号に掲げる活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

3 当該会計年度の基本金組入前当年度収支差額(経常収支差額に第23条第3号に掲げる活動の収支差額を加算した額をいう。以下同じ。)は、同号に掲げる活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

4 当該会計年度の基本金組入額は、基本金組入前当年度収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

5 当該会計年度の当年度収支差額(基本金組入前当年度収支差額から基本金組入額を控除した額をいう。以下同じ。)は、基本金組入額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

(翌年度繰越収支差額)

第29条 当該会計年度において次に掲げる額がある場合には、当該額を加算した額を、翌年度繰越収支差額として、翌会計年度に繰り越すものとする。

一 当年度収支差額

二 前年度繰越収支差額(当該会計年度の前会計年度の翌年度繰越収支差額をいう。)

三 第14条の規定により当該会計年度において取り崩した基本金の額

(翌年度繰越収支差額の記載)

第30条 翌年度繰越収支差額は、当年度収支差額の次に、前条の規定による

計算とともに、予算の額と対比して記載するものとする。

(事業活動収支計算書の様式)

第31条 事業活動収支計算書の様式は、第二号様式のとおりとする。

第4節 資金収支計算書

(資金収支計算書の内容)

第32条 資金収支計算書は、当該会計年度の諸活動に対応する全ての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金（現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいう。以下同じ。）の収入及び支出のてん末を明瞭に表示するものとする。

(資金収支計算の方法)

第33条 資金収入の計算は、当該会計年度における支払資金の収入並びに当該会計年度の諸活動に対応する収入で前会計年度以前の会計年度において支払資金の収入となつたもの（第37条第1項において「前期末前受金」という。）及び当該会計年度の諸活動に対応する収入で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の収入となるべきもの（第37条第1項において「期末未収入金」という。）について行うものとする。

2 資金支出の計算は、当該会計年度における支払資金の支出並びに当該会計年度の諸活動に対応する支出で前会計年度以前の会計年度において支払資金の支出となつたもの（第37条第2項において「前期末前払金」という。）及び当該会計年度の諸活動に対応する支出で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の支出となるべきもの（第37条第2項において「期末未払金」と

いう。）について行うものとする。

(勘定科目)

第34条 学校法人は、この節の規定の趣旨に沿つて資金収支計算書を作成するため必要な勘定科目を設定するものとする。

(資金収支計算書の記載方法)

第35条 資金収支計算書には、収入の部及び支出の部を設け、収入又は支出の科目ごとに当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。

(資金収支計算書の記載科目)

第36条 資金収支計算書に記載する科目は、別表第三のとおりとする。

(前期末前受金等)

第37条 当該会計年度の資金収入のうち前期末前受金及び期末未収入金は、収入の部の控除科目として、資金収支計算書の収入の部に記載するものとする。

2 当該会計年度の資金支出のうち前期末前払金及び期末未払金は、支出の部の控除科目として、資金収支計算書の支出の部に記載するものとする。

(資金収支計算書の様式)

第38条 資金収支計算書の様式は、第三号様式のとおりとする。

(活動区分資金収支計算書の記載方法等)

第39条 活動区分資金収支計算書には、資金収支計算書に記載される資金収入及び資金支出の決算の額を次に掲げる活動ごとに区分して記載するものとする。

- 一 教育活動
- 二 施設若しくは設備の取得又は売却
その他これらに類する活動
- 三 資金調達その他前2号に掲げる活

動以外の活動

- 2 活動区分資金収支計算書の様式は、第四号様式のとおりとする。

第5節 計算書類の注記

第40条 計算書類には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針
- 二 重要な会計方針を変更したときは、その旨、その理由及びその変更による増減額
- 三 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の減価償却額の累計額の合計額
- 四 金銭債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、徴収不能引当金の合計額
- 五 担保に供されている資産の種類及び額
- 六 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額
- 七 当該会計年度の末日において第13条第1項第4号に掲げる金額に相当する資金を有していない場合には、その旨及び当該資金を確保するための対策
- 八 セグメント（学校法人を構成する一定の単位をいう。）情報
- 九 重要な偶発債務
- 十 子法人に関する事項
- 十一 学校法人の出資による会社に係る事項
- 十二 関連当事者との取引の内容に関する事項
- 十三 学校法人間の財務取引

十四 重要な後発事象

- 十五 前各号に掲げるもののほか、財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

第6節 附属明細書

（附属明細書の記載方法等）

第41条 法第103条第2項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は、次に掲げるものとする。

- 一 固定資産明細書
- 二 借入金明細書
- 三 基本金明細書

2 前項の附属明細書は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

3 第1項の附属明細書には、当該会計年度における計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

（附属明細書の様式）

第42条 次の各号に掲げる附属明細書の様式は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 固定資産明細書 第五号様式
- 二 借入金明細書 第六号様式
- 三 基本金明細書 第七号様式

第四章 財産目録

（財産目録の内容）

第43条 法第107条第1項第1号に掲げる財産目録は、当該会計年度末現在（学校法人が成立した日における財産目録は、当該学校法人が成立した日）における全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示するものとする。

(内部取引)

第44条 財産目録の作成にあたっては、当該学校法人の収益事業会計に対する投資とこれに対応する収益事業会計の資本との相殺消去その他必要とされる事業相互間の項目の相殺消去をするものとする。

(財産目録の区分)

第45条 財産目録は、貸借対照表の区分に準じて資産額と負債額とに区分表示するものとする。

2 資産額に係る項目は、次に掲げる項目に区分するものとする。ただし、第3号に掲げる項目は、学校法人が収益事業を行う場合に限り表示するものとする。

一 基本財産（学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金をいう。）

二 運用財産（学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産をいう。）

三 収益事業会計資産（収益事業に必要な資産をいう。）

3 負債額に係る項目は、次に掲げる項目に区分するものとする。ただし、第3号に掲げる項目は、学校法人が収益事業を行う場合に限り表示するものとする。

一 固定負債（別表第一における大科目「固定負債」に計上する負債をいう。）

二 流動負債（別表第一における大科目「流動負債」に計上する負債をいう。）

三 収益事業会計負債（収益事業に必要な負債をいう。）

(財産目録の金額)

第46条 財産目録の金額は、貸借対照表に記載した金額と同一とする。

(財産目録の様式)

第47条 財産目録の様式は、第八号様式のとおりとする。

第5章 会計監査人非設置知事所轄学校法人に関する特例

(徴収不能引当ての特例)

第48条 都道府県知事を所轄庁とする学校法人（会計監査人を置くものを除く。以下「会計監査人非設置知事所轄学校法人」という。）（高等学校を設置するものを除く。次条において同じ。）は、第10条の規定にかかわらず、徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れないことができる。

(基本金組入れに関する特例)

第49条 会計監査人非設置知事所轄学校法人は、第13条第1項の規定にかかわらず、同項第4号に掲げる金額に相当する金額の全部又は一部を基本金に組み入れないことができる。

(計算書類の作成に関する特例)

第50条 会計監査人非設置知事所轄学校法人は、第16条及び第41条第1項の規定にかかわらず、活動区分資金収支計算書又は基本金明細書（高等学校を設置するものにあつては、活動区分資金収支計算書に限る。）を作成しないことができる。

第6章 放送大学学園に関する特例

第51条 放送大学学園は、この省令の規定にかかわらず、放送大学学園に関する省令（平成15年文部科学省令第39

号)の定めるところにより、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を作成するものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年1月10日文部省令第1号）

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和50年法律第59号）の施行の日（昭和51年1月11日）から施行する。

附 則（昭和51年4月1日文部省令第14号）

この省令は、私立学校振興助成法の施行の日（昭和51年4月1日）から施行する。

附 則（昭和62年8月31日文部省令第25号）

1 この省令は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、第30条第1項第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の学校法人会計基準の規定は、昭和63年度以後の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用し、昭和62年度以前の会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成6年7月4日文部省令第31号）

この省令は、公布の日から施行し、平成6年度以後の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用する。

附 則（平成12年10月31日文部省令第53号）抄

（施行期日）

第1条 この省令は、内閣法の一部を改

正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則（平成17年3月31日文部科学省令第17号）

1 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の学校法人会計基準の規定は、平成17年度以後の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用し、平成16年度以前の会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月25日文部科学省令第40号）抄

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成19年12月26日）から施行する。

附 則（平成22年2月25日文部科学省令第2号）

1 この省令は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の学校法人会計基準の規定は、平成22年度以後の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用し、平成21年度以前の会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成23年10月19日文部科学省令第37号）

この省令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月22日文部科学省令第15号）

1 この省令は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の学校法人会計基準の規定は、平成27年度（都道府県知事を所轄

庁とする学校法人にあっては、平成28年度）以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用し、平成26年度（都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあっては、平成27年度）以前の会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月30日文部科学省令第13号）

（施行期日）

- 1 この省令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。

（経過措置）

- 2 第6条の規定による改正後の学校法人会計基準第6章の規定は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に開始する会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用し、施行日前に開始した会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和6年9月30日文部科学省令第28号）

（施行期日）

第1条 この省令は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この省令による改正後の学校法人会計基準の規定は、令和7年度以降の会計年度に係る会計処理並びに計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。）及びその附属明細書並びに財産目録の作成について適用し、令和6年度以前の会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

（私立学校法施行規則の一部改正）

第3条 私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(会計監査報告の内容) 第34条 [略] 一～三 [略] <u>四 第2号の意見があるときは、事業報告書及びその附属明細書並びに財産目録(第24条に規定する貸借対照表に対応する項目を除く。)の内容と計算関係書類の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容</u> <u>五・六 [略]</u> 2 前項第5号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。 一～三 [略] (最終会計年度における事業活動に係る収益の額の算定方法) 第52条 令第3条第1項第1号及び令第4条第1項第1号の収益の額は、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号) <u>第16条第2号イに掲げる事業活動収支計算書の決算の項事業活動収入計欄に計上した額(同項中収益事業収入欄及び特別収入計欄に計上した額がある場合は、これらの額を控除した額)</u>と学校法人会計基準第3条第1項に規定する収益事業会計に経常的な収益の額として計上した額の合計額とする。	(会計監査報告の内容) 第34条 [同上] 一～三 [同上] [号を加える。] <u>四・五 [同上]</u> 2 前項第4号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。 一～三 [同上] (最終会計年度における事業活動に係る収益の額の算定方法) 第52条 令第3条第1項第1号及び令第4条第1項第1号の収益の額は、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号) <u>第4条第2号に規定する事業活動収支計算書の決算の項事業活動収入計欄に計上した額(同項中収益事業収入欄及び特別収入計欄に計上した額がある場合は、これらの額を控除した額)</u>と学校法人会計基準第3条に規定する収益事業会計に経常的な収益の額として計上した額の合計額とする。

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別表第一 貸借対照表記載科目（第21条関係）

資産の部			
科		目	備 考
大 科 目	中 科 目	小 科 目	
固定資産	有形固定資産		貸借対照表日後1年を超えて使用される資産をいう。耐用年数が1年未満になっているものであつても使用中のものを含む。
		土地	
		建物	建物に附属する電気、給排水、暖房等の設備を含む。
		構築物	プール、競技場、庭園等の土木設備又は工作物をいう。
		教育研究用機器備品	標本及び模型を含む。
		管理用機器備品	
		図書	
		車両	
		建設仮勘定	建設中又は製作中の有形固定資産をいい、工事前払金、手付金等を含む。
	特定資産		使途が特定された預金等をいう。
		第2号基本金引当特定資産	
		第3号基本金引当特定資産	
		(何)引当特定資産	
	その他の固定資産		
		借地権	地上権を含む。
		電話加入権	専用電話、加入電話等の設備に要する負担金額をいう。
		施設利用権	
		ソフトウェア	
		有価証券	長期に保有する有価証券をいう。
		収益事業元入金	収益事業に対する元入額をいう。
		長期貸付金	その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。

流動資産		現金預金	
		未収入金	学生生徒等納付金，補助金等の貸借対照表日における未収額をいう。
		貯蔵品	減価償却の対象となる長期的な使用資産を除く。
		短期貸付金	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。
		有価証券	一時的に保有する有価証券をいう。
負債の部			
科 目		備 考	
大 科 目	小 科 目		
固定負債		長期借入金	その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。
		学校債	同上
		長期未払金	同上
		退職給与引当金	退職給与規程等による計算に基づく退職給与引当額をいう。
流動負債		短期借入金	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいい，資金借入れのために振り出した手形上の債務を含む。
		1年以内償還予定学校債	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。
		手形債務	物品の購入のために振り出した手形上の債務に限る。
		未払金	
		前受金	
		預り金	教職員の源泉所得税，社会保険料等の預り金をいう。
純資産の部			
科 目		備 考	
大 科 目	小 科 目		
基本金		第1号基本金	第13条第1項第1号に掲げる額に係る基本金をいう。
		第2号基本金	第13条第1項第2号に掲げる額に係る基本金をいう。

繰越収支差額	第3号基本金	第13条第1項第3号に掲げる額に係る基本金をいう。
	第4号基本金	第13条第1項第4号に掲げる額に係る基本金をいう。
	翌年度繰越収支差額	

- (注) 1 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。
- 2 会計監査人非設置知事所轄学校法人にあつては、教育研究用機器備品の科目及び管理用機器備品の科目に代えて、機器備品の科目を設けることができる。

別表第二 事業活動収支計算書記載科目（第27条関係）

		科 目		備 考
		大 科 目	小 科 目	
教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒等納付金	授業料	聴講料，補講料等を含む。
			入学金	
			実験実習料	教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。
			施設設備資金	施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。
		手数料	入学検定料	その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。
			試験料	編入学，追試験等のために徴収する収入をいう。
			証明手数料	在学証明，成績証明等の証明のために徴収する収入をいう。
		寄付金	特別寄付金	施設設備寄付金以外の寄付金をいう。
			一般寄付金	用途指定のない寄付金をいう。
			現物寄付	施設設備以外の現物資産等の受贈額をいう。
		経常費等補助金		施設設備補助金以外の補助金をいう。
			国庫補助金	日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。
			地方公共団体補助金	
		付随事業収入	補助活動収入	食堂，売店，寄宿舎等教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう。
			附属事業収入	附属機関（病院，農場，研究所等）の事業の収入をいう。
			受託事業収入	外部から委託を受けた試験，研究等による収入をいう。
		雑収入		施設設備利用料，廃品売却収入その他学校法人の負債とならない上記の各収入以外の収入をいう。
			施設設備利用料	
			廃品売却収入	売却する物品に帳簿残高がある場合には，売却収入が帳簿残高を超える額をいう。

		科 目		備 考
		大 科 目	小 科 目	
教育活動収支	事業活動支出の部	人件費	教員人件費	教員（学長、校長又は園長を含む。以下同じ。）に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。
			職員人件費	教員以外の職員に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。
			役員報酬	理事及び監事に支払う報酬をいう。
			退職給与引当金繰入額	
			退職金	退職給与引当金への繰入れが不足していた場合には、当該会計年度における退職金支払額と退職給与引当金計上額との差額を退職金として記載するものとする。
		教育研究経費		教育研究のために支出する経費（学生、生徒等を募集するために支出する経費を除く。）をいう。
			消耗品費	
			光熱水費	電気、ガス又は水の供給を受けるために支出する経費をいう。
			旅費交通費	
			奨学費	貸与の奨学金を除く。
		管理経費	減価償却額	教育研究用減価償却資産に係る当該会計年度分の減価償却額をいう。
			消耗品費	
			光熱水費	
			旅費交通費	
			減価償却額	管理用減価償却資産に係る当該会計年度分の減価償却額をいう。
		徴収不能額等		
			徴収不能引当金繰入額	
			徴収不能額	徴収不能引当金への繰入れが不足していた場合には、当該会計年度において徴収不能となつた金額と徴収不能引当金計上額との差額を徴収不能額として記載するものとする。

		科 目		備 考
		大 科 目	小 科 目	
教育活動外収支	事業活動収入の部	受取利息・配当金	第3号基本金引当特定資産運用収入 その他の受取利息・配当金	第3号基本金引当特定資産の運用により生ずる収入をいう。 預金、貸付金等の利息、株式の配当金等をいい、第3号基本金引当特定資産運用収入を除く。 収益事業会計からの繰入収入をいう。
		その他の教育活動外収入	収益事業収入	
特別収支	事業活動支出の部			備 考
		借入金等利息	借入金利息 学校債利息	
		その他の教育活動外支出		
特別収支	事業活動収入の部			備 考
		資産売却差額		
		その他の特別収入	施設設備寄付金 現物寄付 施設設備補助金 過年度修正額	
特別収支	事業活動支出の部			備 考
		資産処分差額		
		その他の特別支出	災害損失 過年度修正額	

- (注) 1 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。
- 2 小科目に追加する科目は、形態分類による科目でなければならない。ただし、形態分類によることが困難であり、かつ、金額が僅少なものについては、この限りでない。
- 3 大科目と小科目の間に適当な中科目を設けることができる。
- 4 会計監査人非設置知事所轄学校法人にあつては、教育研究経費の科目及び管理経費の科目に代えて、経費の科目を設けることができる。

別表第三 資金収支計算書記載科目（第36条関係）

収入の部		
科 目		備 考
大 科 目	小 科 目	
学生生徒等納付金収入	授業料収入	聴講料，補講料等を含む。
	入学金収入	
	実験実習料収入	教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。
	施設設備資金収入	施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。
手数料収入	入学検定料収入	その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。
	試験料収入	編入学，追試験等のために徴収する収入をいう。
	証明手数料収入	在学証明，成績証明等の証明のために徴収する収入をいう。
寄付金収入		土地，建物等の現物寄付金を除く。
	特別寄付金収入	用途指定のある寄付金をいう。
	一般寄付金収入	用途指定のない寄付金をいう。
補助金収入		
	国庫補助金収入	日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。
	地方公共団体補助金収入	
資産売却収入		固定資産に含まれない物品の売却収入を除く。
	施設売却収入	
	設備売却収入	
	有価証券売却収入	
付随事業・収益事業収入	補助活動収入	食堂，売店，寄宿舎等教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう。
	附属事業収入	附属機関（病院，農場，研究所等）の事業の収入をいう。
	受託事業収入	外部から委託を受けた試験，研究等による収入をいう。
	収益事業収入	収益事業会計からの繰入収入をいう。

受取利息・配当金収入	第3号基本金引当特定資産運用収入	第3号基本金引当特定資産の運用により生ずる収入をいう。
	その他の受取利息・配当金収入	預金、貸付金等の利息、株式の配当金等をいい、第3号基本金引当特定資産運用収入を除く。
雑収入		施設設備利用料収入、廃品売却収入その他学校法人の負債とならない上記の各収入以外の収入をいう。
	施設設備利用料収入 廃品売却収入	
借入金等収入		
	長期借入金収入 短期借入金収入 学校債収入	その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。 その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。
前受金収入		翌年度入学の学生、生徒等に係る学生生徒等納付金収入その他の前受金収入をいう。
	授業料前受金収入 入学金前受金収入 実験実習料前受金収入 施設設備資金前受金収入	
その他の収入		上記の各収入以外の収入をいう。
	第2号基本金引当特定資産取崩収入 第3号基本金引当特定資産取崩収入 (何)引当特定資産取崩収入 前期末未収入金収入 貸付金回収収入 預り金受入収入	前会計年度末における未収入金の当該会計年度における収入をいう。

支出の部		
科 目		備 考
大 科 目	小 科 目	
人件費支出	教員人件費支出	教員に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。
	職員人件費支出	教員以外の職員に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。
	役員報酬支出	理事及び監事に支払う報酬をいう。
	退職金支出	
教育研究経費支出		教育研究のために支出する経費（学生、生徒等を募集するために支出する経費を除く。）をいう。
	消耗品費支出	
	光熱水費支出	電気、ガス又は水の供給を受けるために支出する経費をいう。
	旅費交通費支出	
管理経費支出	奨学費支出	貸与の奨学金を除く。
	消耗品費支出	
	光熱水費支出	
	旅費交通費支出	
借入金等利息支出		
	借入金利息支出	
借入金等返済支出	学校債利息支出	
	借入金返済支出	
施設関係支出	学校債返済支出	
		整地費、周旋料等の施設の取得に伴う支出を含む。
	土地支出	
	建物支出	建物に附属する電気、給排水、暖房等の設備のための支出を含む。
	構築物支出	プール、競技場、庭園等の土木設備又は工作物のための支出をいう。
	建設仮勘定支出	建物及び構築物等が完成するまでの支出をいう。

設備関係支出	教育研究用機器備品支出	標本及び模型の取得のための支出を含む。 ソフトウェアに係る支出のうち資産計上されるものをいう。
	管理用機器備品支出	
	図書支出	
	車両支出	
	ソフトウェア支出	
資産運用支出	有価証券購入支出	収益事業に対する元入額の支出をいう。
	第2号基本金引当特定資産繰入支出	
	第3号基本金引当特定資産繰入支出	
	(何)引当特定資産繰入支出	
	収益事業元入金支出	
その他の支出	貸付金支払支出	収益事業に対する貸付金の支出を含む。
	手形債務支払支出	
	前期末未払金支払支出	
	預り金支払支出	
	前払金支払支出	

- (注) 1 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。
- 2 小科目に追加する科目は、形態分類による科目でなければならない。ただし、形態分類によることが困難であり、かつ、金額が僅少なものについては、この限りでない。
- 3 大科目と小科目の間に適当な中科目を設けることができる。
- 4 会計監査人非設置知事所轄学校法人にあつては、教育研究経費支出の科目及び管理経費支出の科目に代えて、経費支出の科目を設けることができる。
- 5 会計監査人非設置知事所轄学校法人にあつては、教育研究用機器備品支出の科目及び管理用機器備品支出の科目に代えて、機器備品支出の科目を設けることができる。

第一号様式（第22条関係）

貸 借 対 照 表

年 月 日

(単位 円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産			
有形固定資産			
土地			
建物			
構築物			
教育研究用機器備品			
管理用機器備品			
図書			
車両			
建設仮勘定			
(何)			
特定資産			
第2号基本金引当特定資産			
第3号基本金引当特定資産			
(何)引当特定資産			
その他の固定資産			
借地権			
電話加入権			
施設利用権			
ソフトウェア			
有価証券			
収益事業元入金			
長期貸付金			
(何)			
流動資産			
現金預金			
未収入金			
貯蔵品			
短期貸付金			
有価証券			
(何)			
資産の部合計			

負債の部				
科	目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債				
	長期借入金			
	学校債			
	長期未払金			
	退職給与引当金			
	(何)			
流動負債				
	短期借入金			
	1年以内償還予定学校債			
	手形債務			
	未払金			
	前受金			
	預り金			
	(何)			
負債の部合計				
純資産の部				
科	目	本年度末	前年度末	増 減
基本金				
	第1号基本金			
	第2号基本金			
	第3号基本金			
	第4号基本金			
繰越収支差額				
	翌年度繰越収支差額			
純資産の部合計				
負債及び純資産の部合計				

(注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。

2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

第二号様式（第31条関係）

事業活動収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位：円)

		科 目	予 算	決 算	差 異
教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒等納付金			
		授業料			
		入学金			
		実験実習料			
		施設設備資金			
		(何)			
		手数料			
		入学検定料			
		試験料			
		証明手数料			
		(何)			
		寄付金			
		特別寄付金			
		一般寄付金			
		現物寄付			
		経常費等補助金			
		国庫補助金			
		地方公共団体補助金			
		(何)			
		付随事業収入			
		補助活動収入			
		附属事業収入			
		受託事業収入			
		(何)			
		雑収入			
		施設設備利用料			
		廃品売却収入			
		(何)			
		教育活動収入計			
	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		人件費			
		教員人件費			
		職員人件費			
		役員報酬			
		退職給与引当金繰入額			
		退職金			

教育活動収支	事業活動支出の部	(何)			
		教育研究経費			
		消耗品費			
		光熱水費			
		旅費交通費			
		奨学費			
		減価償却額			
		(何)			
		管理経費			
		消耗品費			
		光熱水費			
		旅費交通費			
		減価償却額			
		(何)			
		徴収不能額等			
		徴収不能引当金繰入額			
		徴収不能額			
		教育活動支出計			
		教育活動収支差額			
教育活動外収支	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		受取利息・配当金			
		第3号基本金引当特定資産運用収入			
		その他の受取利息・配当金			
		その他の教育活動外収入			
		収益事業収入			
		(何)			
		教育活動外収入計			
	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		借入金等利息			
		借入金利息			
		学校債利息			
		その他の教育活動外支出			
		(何)			
		教育活動外支出計			
		教育活動外収支差額			
特別収支	事業活動収入	経常収支差額			
		科 目	予 算	決 算	差 異
		資産売却差額			
		(何)			
		その他の特別収入			
		施設設備寄付金			
		現物寄付			

特別収支	の部	施設設備補助金			
		過年度修正額			
		(何)			
		特別収入計			
	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		資産処分差額			
		(何)			
		その他の特別支出			
		災害損失			
		過年度修正額			
		(何)			
	特別支出計				
	特別収支差額				
	〔予備費〕		()		
	基本金組入前当年度収支差額				
基本金組入額合計		△	△		
当年度収支差額					
前年度繰越収支差額					
基本金取崩額					
翌年度繰越収支差額					
(参考)					
事業活動収入計					
事業活動支出計					

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
- 3 予算の欄の予備費の項の()内には、予備費の使用額を記載し、()外には、未使用額を記載する。予備費の使用額は、該当科目に振り替えて記載し、その振替科目及びその金額を注記する。

第三号様式（第38条関係）

資 金 収 支 計 算 書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位：円)

収入の部				
科	目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入				
授業料収入				
入学金収入				
実験実習料収入				
施設設備資金収入				
(何)				
手数料収入				
入学検定料収入				
試験料収入				
証明手数料収入				
(何)				
寄付金収入				
特別寄付金収入				
一般寄付金収入				
補助金収入				
国庫補助金収入				
地方公共団体補助金収入				
(何)				
資産売却収入				
施設売却収入				
設備売却収入				
有価証券売却収入				
(何)				
付随事業・収益事業収入				
補助活動収入				
附属事業収入				
受託事業収入				
収益事業収入				
(何)				

受取利息・配当金収入			
第3号基本金引当特定資産運用収入			
その他の受取利息・配当金収入			
雑収入			
施設設備利用料収入			
廃品売却収入			
(何)			
借入金等収入			
長期借入金収入			
短期借入金収入			
学校債収入			
前受金収入			
授業料前受金収入			
入学金前受金収入			
実験実習料前受金収入			
施設設備資金前受金収入			
(何)			
その他の収入			
第2号基本金引当特定資産取崩収入			
第3号基本金引当特定資産取崩収入			
(何)引当特定資産取崩収入			
前期末未収入金収入			
貸付金回収収入			
預り金受入収入			
(何)			
資金収入調整勘定	△	△	
期末未収入金	△	△	
前期末前受金	△	△	
(何)	△	△	
前年度繰越支払資金			
収入の部合計			
支出の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
人件費支出			
教員人件費支出			
職員人件費支出			

役員報酬支出			
退職金支出			
（何）			
教育研究経費支出			
消耗品費支出			
光熱水費支出			
旅費交通費支出			
奨学費支出			
（何）			
管理経費支出			
消耗品費支出			
光熱水費支出			
旅費交通費支出			
（何）			
借入金等利息支出			
借入金利息支出			
学校債利息支出			
借入金等返済支出			
借入金返済支出			
学校債返済支出			
施設関係支出			
土地支出			
建物支出			
構築物支出			
建設仮勘定支出			
（何）			
設備関係支出			
教育研究用機器備品支出			
管理用機器備品支出			
図書支出			
車両支出			
ソフトウェア支出			
（何）			
資産運用支出			
有価証券購入支出			

第2号基本金引当特定資産繰入支出			
第3号基本金引当特定資産繰入支出			
(何) 引当特定資産繰入支出			
収益事業元入金支出			
(何)			
その他の支出			
貸付金支払支出			
手形債務支払支出			
前期末未払金支払支出			
預り金支払支出			
前払金支払支出			
(何)			
〔予備費〕	()		
資金支出調整勘定	△	△	
期末未払金	△	△	
前期末前払金	△	△	
(何)	△	△	
翌年度繰越支払資金			
支出の部合計			

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
- 3 予算の欄の予備費の項の()内には、予備費の使用額を記載し、()外には、未使用額を記載する。予備費の使用額は、該当科目に振り替えて記載し、その振替科目及びその金額を注記する。

第四号様式（第39条関係）

活動区分資金収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位：円)

科 目		金額
教育活動による資金収支	収入	学生生徒等納付金収入
		手数料収入
		特別寄付金収入
		一般寄付金収入
		経常費等補助金収入
		付随事業収入
		雑収入
		(何)
		教育活動資金収入計
	支出	人件費支出
		教育研究経費支出
		管理経費支出
		教育活動資金支出計
		差引
施設整備等活動による資金収支		調整勘定等
		教育活動資金収支差額
		科 目
	収入	施設設備寄付金収入
		施設設備補助金収入
		施設設備売却収入
		第2号基本金引当特定資産取崩収入
		(何) 引当特定資産取崩収入
		(何)
		施設整備等活動資金収入計
	支出	施設関係支出
		設備関係支出
		第2号基本金引当特定資産繰入支出
		(何) 引当特定資産繰入支出
		(何)
		施設整備等活動資金支出計
		差引
		調整勘定等
		施設整備等活動資金収支差額
小計（教育活動資金収支差額 + 施設整備等活動資金収支差額）		

科 目		金 額
その他の活動による資金収支	収入	
	借入金等収入	
	有価証券売却収入	
	第3号基本金引当特定資産取崩収入	
	(何) 引当特定資産取崩収入	
	(何)	
	小計	
	受取利息・配当金収入	
	収益事業収入	
	(何)	
	その他の活動資金収入計	
	支出	
	借入金等返済支出	
	有価証券購入支出	
	第3号基本金引当特定資産繰入支出	
	(何) 引当特定資産繰入支出	
	収益事業元入金支出	
	(何)	
	小計	
	借入金等利息支出	
	(何)	
	その他の活動資金支出計	
	差引	
	調整勘定等	
	その他の活動資金収支差額	
支払資金の増減額（小計＋その他の活動資金収支差額）		
前年度繰越支払資金		
翌年度繰越支払資金		

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
- 3 調整勘定等の項には、活動区分ごとに、資金収支計算書の調整勘定（期末未収入金、前期末前受金、期末未払金、前期末前払金等）に調整勘定に関連する資金収入（前受金収入、前期末未収入金収入等）及び資金支出（前期末未払金支払支出、前払金支払支出等）を相互に加減した額を記載する。また、活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程を注記する。

第五号様式（第42条関係）

固 定 資 産 明 細 書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

科 目		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額の累計額	差引期末残高	摘 要
有形固定資産	土地							
	建物							
	構築物							
	教育研究用機器備品							
	管理用機器備品							
	図書							
	車両							
	建設仮勘定							
	(何)							
	計							
特定資産	第2号基本金引当特定資産							
	第3号基本金引当特定資産							
	(何) 引当特定資産							
	計							
その他の固定資産	借地権							
	電話加入権							
	施設利用権							
	ソフトウェア							
	有価証券							
	収益事業元入金							
	長期貸付金							
	(何)							
	計							
合 計								

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
- 3 期末残高から減価償却額の累計額を控除した残高を差引期末残高の欄に記載する。
- 4 贈与、災害による廃棄その他特殊な事由による増加若しくは減少があった場合又は同一科目について資産総額の1/100に相当する金額を超える額の増加若しくは減少があった場合には、それぞれその事由を摘要の欄に記載する。

第六号様式（第42条関係）

借 入 金 明 細 書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

借 入 先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	返済期限	摘 要
長期借入金	公的金融機関					
	市中金融機関					
	その他					
	計					
短期借入金	公的金融機関					
	市中金融機関					
	その他					
	小 計					
	返済期限が1年以内の長期借入金					
	計					
合 計						

(注) 1 摘要の欄には、借入金の使途及び担保物件の種類を記載する。

第七号様式（第42条関係）

基 本 金 明 細 書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

事 項	要組入高	組 入 高	未組入高	摘 要
第1号基本金				
前期繰越高				
当期組入対象額 (何)				
計				
当期取崩対象額 (何)	△	△		
計	△	△		
当期組入額 (又は当期取崩額)				
当期末残高				
第2号基本金				
前期繰越高	――		――	
当期組入対象額 (何)	――		――	
計	――		――	
当期取崩対象額 (何)	――	△	――	
計	――	△	――	
当期組入額 (又は当期取崩額)	――		――	
当期末残高	――		――	
第3号基本金				
前期繰越高	――		――	
当期組入対象額 (何)	――		――	
計	――		――	
当期取崩対象額 (何)	――	△	――	
計	――	△	――	

当期組入額 (又は当期取崩額)	_____		_____	
当期末残高	_____		_____	
第4号基本金				
前期繰越高				
当期組入対象額				
当期取崩対象額	△	△		
当期組入額 (又は当期取崩額)				
当期末残高				
合 計				
前期繰越高	_____			
当期組入額	_____			
当期取崩額	_____	△		
当期末残高	_____			

- (注) 1 この表に掲げる事項に計上すべき金額がない場合には、当該事項を省略する様式によるものとする。
- 2 当期組入対象額及び当期取崩対象額については、組入れ及び取崩しの原因となる事実ごとに記載する。ただし、第1号基本金については、資産の種類により一括して記載する。
- 3 要組入高の欄には、第1号基本金にあつては取得した固定資産の価額に相当する金額を、第4号基本金にあつては第13条第1項第4号の規定により文部科学大臣が定めた額を記載する。
- 4 未組入高の欄には、要組入高から組入高を減じた額を記載する。

備考

第2号基本金及び第3号基本金については、この表の付表として、基本金の組入れに係る計画集計表を次の様式に従い作成し、添付するものとする。

第八号様式（第47条関係）

財 産 目 録

年 月 日現在

(単位 円)

科 目	年 度 末	
一 資産額		
(一) 基本財産		
1 土地		円
(1) 校地	〇〇 ㎡	円
2 建物		円
(1) 校舎	〇〇 ㎡	円
3 教育研究用機器備品	〇〇 点	円
4 図書	〇〇 冊	円
(二) 運用財産		
1 現金預金		円
(1) 現金		円
(2) 普通預金		円
2 積立金		円
(1) (何) 引当特定資産		円
3 有価証券		円
(1) 利付国債		円
(三) 収益事業会計資産		
合 計		円
二 負債額		
(一) 固定負債		
1 長期借入金		円
2 学校債		円
3 長期未払金		円
4 退職給与引当金		円
(二) 流動負債		
1 短期借入金		円
2 未払金		円
3 前受金		円
(三) 収益事業会計負債		
合 計		円

- (注) 1 基本財産：学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金
 2 運用財産：学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産
 3 収益事業会計資産：収益を目的とする事業に必要な財産（収益事業会計の貸借対照表における「資産の部」に計上する資産）
 4 固定負債：別表第一における大科目「固定負債」に計上する負債
 5 流動負債：別表第一における大科目「流動負債」に計上する負債
 6 収益事業会計負債：収益を目的とする事業に必要な負債（収益事業会計の貸借対照表における「負債の部」に計上する負債）